の契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。本方式の実施に当たっては、「高速大師橋更新事業における総価契約単価合意方式実施要領」に基づき、単価等を個別に合意する「単価個別合意方式」によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

④　本事業は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）による参加を認める事業である。

⑤　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物及び施工法（ただし、上部工は鋼３径間連続鋼床版箱桁とする。）

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定（競争参加不適格者）に該当しない者であること。

⑵　下記の「①土木工事を施工する者」「②鋼橋工事を施工する者」及び「③プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される異工種ＪＶであること。

異工種ＪＶの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」とし、各工事種別を担当する構成員は「土木工事」においては、最小１者、最大３者、「鋼橋工事」においては、最小１者、最大３者、「プレストレストコンクリート橋工事」においては、１者とすること。構成員の総数は最小２者、最大７者とすること。

なお、異工種ＪＶの構成員のうち１者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

①　土木工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。

ⅱ）平成13年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも１者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・提案する基礎構造の河川区域内での施工

・提案する橋脚構造の施工（ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合に限る）

イ　上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・提案する基礎構造の河川区域内での施工

・提案する橋脚構造の施工（ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合に限る）

②　鋼橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。

ⅱ）平成13年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも１者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・鋼床版鋼箱桁道路橋の製作

・提案する架設工法による河川区域内での鋼橋工事（歩道橋は除く。）

・提案する橋脚構造の施工（ただし、鋼製橋脚の提案を行う場合に限る）

イ　上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・鋼床版鋼箱桁道路橋の製作

・提案する架設工法による河川区域内での鋼橋工事（歩道橋は除く。）

・提案する橋脚構造の施工（ただし、鋼製橋脚の提案を行う場合に限る）

③　プレストレストコンクリート橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上である単体であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。

ⅱ）平成13年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・プレストレストコンクリート道路橋の補強又は補修工事

⑶　現場代理人及び統括技術者（異工種ＪＶに限る。）並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）のうち、現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者については、工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、工事契約締結後の実際の施工期間において本工事に専任で配置できること。

また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者については、実施設計の履行期間において配置できること。

異工種ＪＶの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事（以下「各工事」という。）間の工事調整等を行う統括技術者を、実施設計の契約締結日の翌日から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計における全体の工程管理、各工事間の調整等を行うこと。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成29年11月１日（水）を予定している。

①　土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）